

無期・有期雇用派遣社員 通勤費支給取扱規程

第1条（目的）

この規程は、無期・有期雇用派遣社員（以下、派遣社員という）に対する通勤費の支給について定めたものである。

第2条（通勤費の受給資格者の範囲）

住居から勤務する場所、及び住居から最寄り駅、または最寄り駅から勤務先までの距離が片道2 Km以上であること。

2. 通勤費支給の適用交通手段は、原則、電車（在来線のみ）、バス等の公共交通機関とする。

3. 但し、公共交通機関がないなど合理的な事由がある場合には、自家用車・自動二輪車など同条2項以外の交通手段を認める場合がある。この場合は所定の手続きを要する。

第3条（支給額）

支給額は会社が本規定に基づき算定した金額とする。

2. 通勤費は公共交通機関によって、最安経路で勤務場所、住居間を通勤する場合の定期乗車券代もしくは同区間にて通勤に掛かった実費（IC料金）を比較し、安価額の方式で支給する。

3. 第2条3項の場合、燃料費等として10円/1Km（円未満は切り捨て）を支給する。但し有料道路費用分は支給しない。

4. 通勤定期乗車券代は、原則1ヶ月を単位とするが、派遣社員との合意の下、3ヵ月または6ヶ月の定期乗車券代を各1ヶ月に割り返した額とする場合がある。

第4条（通勤費の支給条件）

週5日就業且つ月20日以上就業の契約の通勤費は通勤定期月額で支給することとする。

2. 第4条1項の契約、及びその他の契約の通勤費については、該当月額出勤日数に通勤に掛かる1日当たりの往復実費（IC料金）を乗じた額が、第3条で定めた「通勤定期月額」を下回る場合は「日額」支給とする場合がある。

第5条（バス等利用者の取扱）

バス等を利用する者については、住居または勤務場所から最寄り駅までの距離が2kmを超えた場合に限り、実費精算（稼働日数×バス代往復費）とする。

第6条（支給限度額）

通勤手当の月額支給限度額は、30,000円までとする。

2. 日額の支給上限額は、1,000円までとする。ただし、「日額」×就業日数が「月額」を上回る場合「月額」を上限とする。

3. 通常の通勤経路を使用しても支給限度額を上回る場合は、その超えた額は派遣社員の負担とする。

第7条（支給方法・支給期日）

通勤手当の支給方法は稼働月の翌月20日の給料支払い時に同時支給とする。

2. 支給期日は、通勤定期乗車券の満了する当月の給与支払の時とする。

第8条（変更手続方法）

在籍している派遣社員で、転居などにより交通手段や交通機関が変更になった場合は、B-TOS（マイページ）の基本情報を変更すること。

2. 在籍している派遣社員で、交通機関の料金改定による通勤費変更になった場合は、料金改定された当月内にB-TOS（マイページ）の申請フォームより申請すること。

3. 会社は変更内容及び申請に基づき通勤費を算定し新たな支給額を決定する。

第9条（欠勤、休職社員の取扱い）

派遣社員が、けがや病気、または何らかの事情で1ヵ月以上欠勤したり、休職したりしたときは、その期間中は通勤手当の支給を停止する。

2. 欠勤について、年次有給休暇を使用した場合でも、同様の取扱いとする。

第10条（転勤及び退職社員の処置）

定期乗車券の通用期間内に退職または転勤を命ぜられた時は、定期乗車券を精算し、精算金を会社に返還する。

第11条（通勤費分離支給における時給額の算出方法）

通勤費分離支給後の時給額は以下の通りとする。

第3条で算出された通勤費支給額を、1日の契約内時間に20日間を乗じた月間契約時間で除し、時給額から差し引いた金額（1円単位）とする。尚、日数限定勤務及び時短勤務者については別途定める。

付 則

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和4年10月1日に一部改訂し実施する。

株式会社 ビッグアビリティ